禁煙宣言

喫煙は「病気の原因の中で予防できる最大かつ単一のもの」(WHO:世界保健機関)と言われており、また、健康への影響は喫煙する本人だけでなく、受動喫煙により周囲の非喫煙者までに及ぼされることが明らかになっています。

特に口腔はタバコの煙が最初に通過する器官であり、かなりの煙が貯留するため、新たな口腔疾患の発生に関与するだけでなく、現在ある口腔疾患の症状を増悪させたり、歯科治療効果を減弱させたりします。

そのため、現在及び将来の世代を喫煙による健康への影響の保護を目的に、禁煙に対する適切な支援を行うことは歯科保健医療専門職である歯科医師としての基本的な役割です。また、口腔領域は喫煙による影響を自分自身で直接確認できること、歯科治療や定期的歯科健診等で継続した支援が可能であることなどの特徴から、歯科医療専門職による禁煙の推進は効果的であり、県民の皆様の健康に大きく貢献できることが考えられます。

このようなことから、社団法人富山県歯科医師会は、以下に掲げる行動指針を推奨することにより、積極的に禁煙推進活動に取り組むことを 宣言します。

- ・県民に対して喫煙の口腔への健康影響の啓発普及を図ります。
- 歯科保健医療活動の場で禁煙支援を行います。
- ・ 受動喫煙による健康被害を考慮し、施設の禁煙などの環境整備に取り 組みます。

平成20年 5月 1日 社団法人富山県歯科医師会



NO SMOKING

本富山県

健康増進法の趣旨にもとづき、受動喫煙防止のため、 院内を 禁煙 とさせていただきます。

お口の健康のためにも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

